



新型コロナウイルスにかかる 支援金・慰労金 ご案内

京都府 新型コロナウイルス緊急包括支援事業（支援金・慰労金）
 問い合わせ先：慰労金・支援金コールセンター ☎075-708-7880
 （受付時間 平日のみ・9:00～17:00）
<https://www.pref.kyoto.jp/hofukuki/news/corona-irokin-shienkin.html>

支援金（新型コロナ緊急包括支援交付金）

概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要です。領収書等の証拠書類を保管しておいて下さい。

医療

新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助。各医療機関からの申請は1回限り(21年2月28日まで)。

対象 新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組*を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所

- ※取組の例 *これに限られるものではありません
- ①共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備
 - ②予約診療の拡大とその周知
 - ③動線の確保やレイアウト変更、診療順の工夫など
 - ④電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保
 - ⑤感染防止のための个人防护具等の確保
 - ⑥医療従事者の感染拡大防止対策(研修、健康管理等)

病院（医科、歯科）	200万円 + 5万円 × 病床数
有床診療所（医科、歯科）	200万円
無床診療所（医科、歯科）	100万円
薬局、訪問看護ステーション、助産所	70万円

介護

①感染症対策の支援

対象事業所	支援対象経費	助成上限額
令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発生したすべての介護サービス事業所・施設など	かかり増し経費 (例) 感染症対策に要する物品購入、外部専門家等による研修実施、感染発生時対応・衛生用品保管などに使える多機能型簡易居室の設置、感染防止のため発生する追加的人件費、自転車・自動車の購入費用、ICT機器の購入費用など	サービス類型毎に設定 (例) 通所介護（通常規模型）89.2万円、訪問介護 53.4万円、特養 3.8万円 × 定員数

②介護サービス再開に向けた支援

1. 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成		2. 在宅サービス事業所における環境整備への助成	
対象事業所	助成額	対象事業所	支援対象経費
令和2年4月1日以降、サービス利用中止中の利用者への利用再開のための支援を行った在宅サービス事業所	1利用者あたり1,500円～6,000円	令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所	「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用など (例)長机、飛沫防止パネル、換気設備、自転車、ICT機器、内装改修費 など
			助成上限額
			20万円

対象期間	2020年4月1日～21年3月31日まで	申請期間 ^{※1}	2020年8月17日～21年2月28日まで（概算請求可）
-------------	----------------------	---------------------------	------------------------------

※1 実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還することになります。

慰労金（新型コロナ対応従事者慰労金）

医療

対象者 対象期間に医療機関に通算10日以上勤務した医療従事者や職員^{※1}

- 都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し患者と接する医療従事者や職員^{※2}
 - 実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行った医療機関等である場合 → **1人20万円**^{※3}
 - 上記以外の場合 → **1人10万円**
- その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し患者と接する医療従事者や職員^{※2} → **1人5万円**^{※4}

- ※1 医療機関等に直接雇用される職員のほか、派遣労働者、業務委託受託者の従事者を含む。
- ※2 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。
- ※2 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。
- ※2 保険医療機関でない病院や診療所、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。
- ※3 実際に新型コロナウイルス感染症患者に初めて診療等を行った日以降に勤務していない場合には10万円。
- ※4 実際に新型コロナウイルス感染症患者の入院患者を受け入れている場合には20万円。

介護

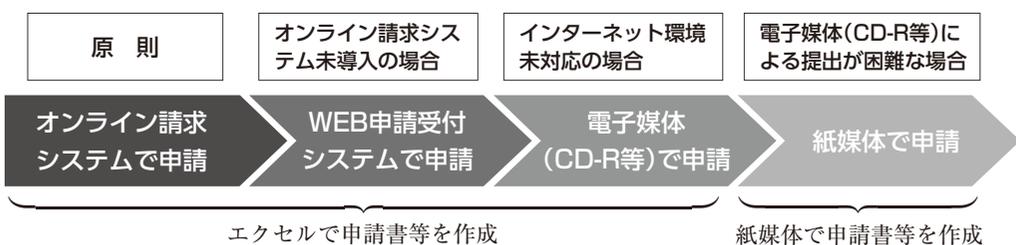
対象者 対象期間に介護サービス事業所・施設に通算10日以上勤務し、利用者や接する職員

- 感染者が発生または濃厚接触者に対応した事業所に勤務し利用者や接する職員 → **1人20万円**
- その他の事業所で勤務し利用者や接する職員 → **1人5万円**

対象期間	2020年1月30日～20年6月30日まで	申請期間	2020年8月17日～21年2月28日まで
-------------	-----------------------	-------------	-----------------------

申請方法

<申請方法の確認>



申請受付期間は、毎月15日から月末まで

- 電子媒体や紙で提出する場合は、原則「郵送」とし、通常の診療報酬請求には同封せずに**単独**で送付。その際、封筒の表面に「緊急包括支援交付金申請書 在中」と**朱書き**する。
 - 電子媒体(CD等)による申請の場合は、診療報酬請求と混同しないよう、申請書と同じ媒体に格納しないで下さい。また、郵送する際には、媒体表面に分かりやすく申請の概要^(※)を**油性マジック等**で明記して下さい。
- ※申請の概要：タイトルに「医療・感染拡大防止等支援事業」と記載。また、「医療機関等コード」と「医療機関等名」を記載

●紙媒体の郵送先

医療 〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地COCON烏丸内
 京都府国民健康保険団体連合会 情報管理課 宛
 「緊急包括支援交付金申請書在中」 朱書き明記のこと
 ◆郵送される場合の留意事項
 ・他の書類(診療報酬明細書、返却請求書等)を同封しないで下さい。

介護

〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地COCON烏丸内
 京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 宛
 「新型コロナ支援交付金(介護分)申請書在中」 朱書き明記のこと
 ◆郵送される場合の留意事項
 ・他の書類(介護給付費に関する費用等の請求、却下願等)を同封しないで下さい。



不明な点があれば協会へご相談下さい。

医療向けの支援金を申請される方へ

申請書と事業実施計画書の作成マニュアル

〈モデル記入例〉

感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用についても、幅広く補助の対象となります。

2020年4月1日から2021年3月31日までにかかる費用が対象となりますので、支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することになります。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、

領収書等の証拠書類を保管しておいて下さい(実績報告の際に領収書等の証拠書類が必要となります)。

なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還することになります。

京都府独自事業である「新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金」で申請している感染防止対策等への補助金がある場合、重複して申請できませんのでご留意下さい。

申請書等は京都府のホームページから入手できます。



または7面のQRからお入り下さい。

ここで紹介している申請書等は、支援金の医療分のみです。支援金(介護)、慰労金(医療・介護)の申請書は別になります。それぞれの申請書は京都府ホームページから入手いただけます。紙媒体の場合は、京都府慰労金・支援金事務センターへご請求下さい。

●インターネットなどで書式が取れない場合

切手を貼付した返信用封筒を(定型のもので住所・宛先を記載)を同封の上、京都府慰労金・支援金事務センターあてに郵送すれば、申請書が送付されます。資料種別ごとに貼付切手額が変わりますので、詳細は京都府ホームページでご確認下さい。

【京都府慰労金・支援金事務センターの宛先】

〒604-8799

中京郵便局留京都府慰労金・支援金事務センター宛
申請書の提出先ではありませんのでご注意ください。

様式1

様式1

令和2年9月10日

京都府知事 殿

京都府京都市中京区烏丸通船業師上ル七観音町637
医療法人社団 京都医院
院長 京都 太郎

令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業)の交付申請書

欄記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額 金1,000,000円

2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業)に関する事業実施計画書

インターネット上でダウンロードした申請書の場合は、事業実施計画書に必要な事項を入力すると様式1、3に自動的に転記されます。

様式2-1(紙媒体の事業実施計画書は様式2-2になります)

様式2-1(「様式2-2」は、紙申請用であり、どちらか一方を提出) オンライン請求システム・WEB受付申請システム・電子媒体(CD-R)申請用

事業実施計画書 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

申請日 令和2年9月10日 (入力形式) 西暦4桁/月/日 半角、スラッシュ区切り (表示は、元号表示になります)

提出用ファイル 出力

施設概要

助産所コードを有さない助産所は「9999999999」を入力してください

医療機関等コード(10桁)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	施設名称	医療法人社団 京都医院
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------	-------------

管理者職名 院長 管理者氏名 京都 太郎

連絡先 担当部署 〇〇〇〇〇〇 担当者氏名 京都 太郎 連絡先電話番号 075-212-8877 連絡先メールアドレス info@hoken.jp

所在地 郵便番号 604-8162 都道府県 京都府 市区町村以降 京都市中京区烏丸通船業師上ル七観音町637

施設類型(プルダウンから選択) 無床診療所(医科) 許可病床数* (病院のみ記載) a_補助上限額(基準額)(円) 1,000,000

※原則として令和2年4月1日現在の医療法上の許可病床数

施設類型及び許可病床数に間違いがない はい

国保連合会に登録されている口座は債権譲渡されていない(助産所コードを有さない助産所は、「いいえ」を選択してください) はい

国保連合会による当該口座の債権譲渡に関する確認結果が都道府県に共有されることに同意する はい

国保連合会に登録されている口座情報を本事業の振込に使用することに同意する はい

※なお、本事業実施のために新たに入手・共有された情報は本事業のみに用い、その他の目的で使用されることはありません。

新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業との重複について

「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」の支援金の申請をし ておらず、申請する予定もない はい

事業費用

【新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用】

対象期間(令和2年4月1日から令和3年3月31日)に、支出が予定されている各科目の費用について概算額を、ご記載ください。感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用についても、幅広く補助の対象となります。

※令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる費用が対象となりますので、支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額で申請することも可能です。概算額で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください(実績報告の際に領収書等の証拠書類が必要となります)。なお、実績報告において対象とならない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。

科目	支出予定額(円)	収入予定額(円)
賃金・報酬	0	
謝金	0	
会議費	0	
旅費	0	
需用費	500,000	
役務費	0	
委託料	500,000	
使用料及び賃借料	0	
備品購入費	700,000	
b_合計支出予定額(総事業費)	1,700,000	
収入 c_上記支出に対する主補助金以外の寄付金・その他の収入		0
d_合計支出予定額-収入予定額(円)(b-c)		1,700,000
補助金交付申請額(円)(aとdのいずれか少ない額)(1000円未満切捨)		1,000,000

上記、「賃金・報酬」に従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は、本事業の対象外です。ご確認ください。

対象期間に支出が予定されている各科目の費用について、概算でご記載ください。各医療機関等からの申請は1回限りです。対象となる可能性のある費用について、漏れのないようご注意ください。

各対象科目に該当する費用の例

あくまで例であり、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用が幅広く補助の対象経費

ただし、「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」や「大規模な工事(修繕に含まれないと捉えられる工事)」は対象外

- ・賃金・報酬: 感染防止対策を実施する者を新規に雇用した際の賃金等
- ・謝金: 感染拡大防止の勉強会を実施するための講師謝金等
- ・会議費: 感染拡大防止の勉強会のための会場費等
- ・旅費: 感染拡大防止研修のための医師派遣にかかる旅費等
- ・需用費: 消耗品費(マスクや消毒用アルコール、防護具の代わりに使用できるような水中ゴーグルやビニールのカッパ、掃除器具交換費用)等

- ・役務費: 職員の感染に係る保険料、テレビ電話システムやオンライン診療システム、ネットでの受付予約システムなどの通信料等
- ・委託料: 空調の掃除、清掃、抗菌処理、医療廃棄物の処理費用、消毒作業費等
- ・使用料及び賃借料: 寝具、自動精算機、役務費であげたシステムがリースの場合等
- ・備品購入費: 扇風機、エアコン、空気清浄機、リモート会議用に購入したPC、サーモカメラ、体温計など医療機器、役務費であげたシステムのハード、受付のアクリル板等

様式3

様式3

申請概要 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業

施設名称	医療機関等コード	郵便番号	所在地	電話番号	補助金交付申請額(円)	【都道府県記載欄】補助金概算交付額(円)	事業計画書における国保連取扱い可否
医療法人社団 京都医院	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	604-8162	京都市中京区烏丸通船業師上ル七観音町637	075-212-8877	1,000,000	1,000,000	無

問い合わせ先

京都府国民健康保険団体連合会 (受付時間 平日 9:00~17:00)

- ◆電子媒体(CD-R等)又は紙の申請受付に関すること
- ◆振込に関すること
- 慰労金・支援金(医療)専用
電話番号 075-354-9023
- 慰労金・支援金(介護・障害)専用
電話番号 075-354-9083